

昭和村景観計画

届出の手引き

“美味しい景観”とは、

昭和村の美しい景観は、高原野菜を栽培する農業により、守り・育てられています。
この美しい景観で採れた野菜等が、美味しくないとはいけません。

また、美味しい採れたての朝採り野菜等大地の恵みを食べ、村民が健康になります。
村民が健康になり、農業により守り育てられた美しい景観を『守り、創り、育む』ことを、

昭和村の“美味しい景観”づくりと称します。

平成 27 年 4 月
昭和村

■はじめに

昭和村では、魅力あふれる景観や風景を守り、次の世代に引き継ぐとともに、これらを活かした活力ある村を目指して、景観法という法律に基づき、昭和村景観計画を策定しました。

景観計画は、景観を活かした地域の活性化や交流の促進といった、総合的なむらづくりを進めていくための下敷きとなるものであると同時に、魅力ある景観を守るための考え方や届出の手続きなどを定め、行政と住民・企業が一体に取り組むものです。

本書は、昭和村景観計画で定める景観づくりに向けた考え方や、建築等を行われる際の役場への届出の流れなどを整理し、各種届出が必要な行為を行われる際のご参考となる手引き書としてとりまとめました。景観計画の参考図書として、昭和村の良好な景観づくりに活用していただければ幸いです。



■目次

はじめに	01
1. 手続きの流れ	02
2. 届出対象行為	03
3. 景観形成基準	06
4. 必要図書	11
5. 様式記載例	13

1. 手続きの流れ

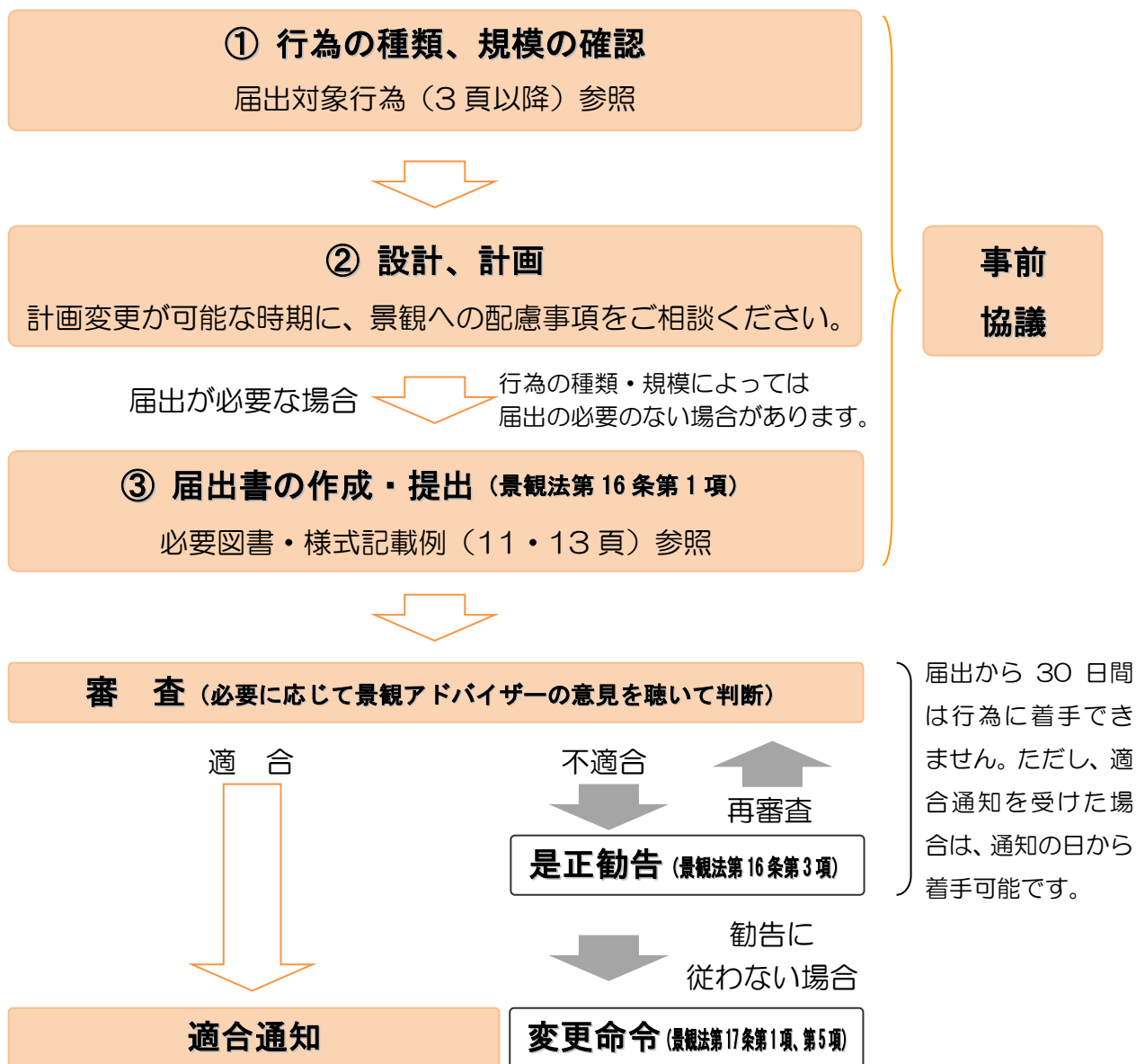
昭和村景観計画の施行後は、昭和村内で建築物等の建築・改修等の行為を行う場合は、その規模によってあらかじめ届出が必要になる場合があります。

届出が必要な行為を実施する方は、届出を行い、適合の通知を受けた上、その他必要な手続きなどを経て、行為を実施してください。

届出に際して、ご不明点や、どのようにすればよいかのご相談先として、役場で事前協議を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

※昭和村景観計画は、昭和村全域を対象区域としています。

従って、昭和村内で建築物等の建築・改修等を行う際には、手続きが必要です。



2. 届出対象行為

昭和村村内で建築物や工作物の建築・建設等、各種開発行為などの行為を行う場合には、あらかじめ届出が必要になります。屋外広告物の設置等に関する許可の申請は、これまで通り群馬県へ提出が必要です。

ただし、下記の行為については届出は必要ありません。

【届出が不要な行為】

- 地下に設ける建築物の建築等
- 地下に設ける工作物の建設等
- 工事・管理等に必要となる仮設の工作物の建設等
- 以下の(1)(2)(3)に該当しない規模の行為

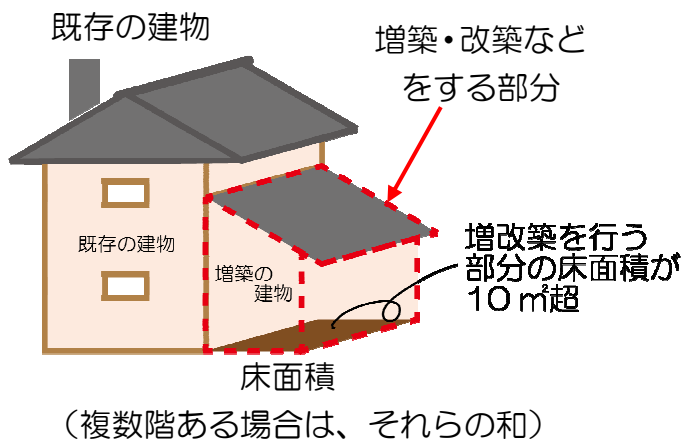
(1) 建築物

昭和村で建築物の新築、改築、増築、移転・撤去、外観の模様替え（外壁・屋根など）や色彩の変更などを行う場合には、あらかじめ届出が必要になります。また、コンテナ等も建築物ですので、規模によっては届出の対象となります。

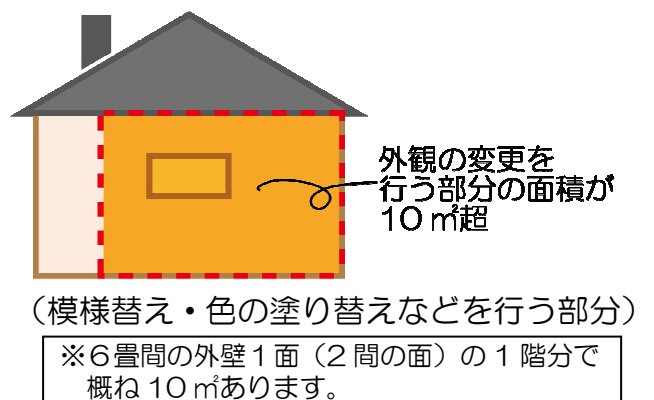
① 新築、改築、増築、移転若しくは撤去又は外観の模様替え、若しくは色彩の変更

新築	改築、増築、移転・撤去	外観の模様替え、色彩の変更
▽	行為に係る部分の床面積が 10㎡を超える場合※	行為に係る部分の面積が 10㎡を超える場合
▽	▽	▽
▽	届出が必要	

【改築、増築、移転・撤去】



【外観の模様替え、色彩の変更】



(2) 工作物

昭和村で工作物の、新設、改修、増設、移転・撤去、外観の模様替え又は色彩の変更をしようとする場合には、あらかじめ届出が必要になります。

① さく・塀の類

新設、改修、増設、移転又は撤去
若しくは外観の模様替え又は色彩
の変更

高さが 2m を超える場合



届出が必要

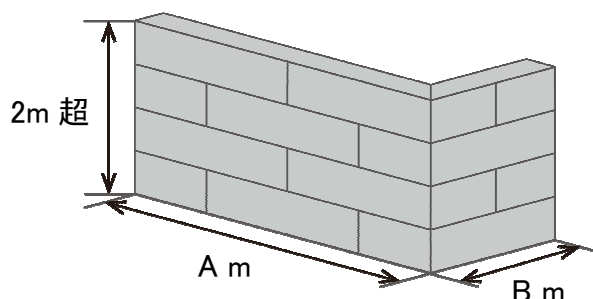
② 擁壁の類

新設、改修、増設、移転又は撤去
若しくは外観の模様替え又は色彩の変更

高さが 2m を超え、かつ、
長さ（延長 A+B）が 50m を超える場合



届出が必要



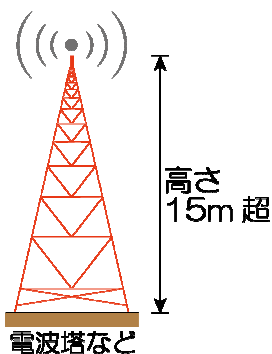
③ 電波塔、物見塔、装飾塔の類、煙突、排気塔の類、高架水槽、冷却塔の類、鉄筋コンクリート、金属製の柱の類、彫刻、記念碑の類、電気供給又は有線電気通信に供する電線路又は空中線系

新設、改修、増設、移転又は撤去若しくは
外観の模様替え又は色彩の変更

高さが 15m を超える場合



届出が必要



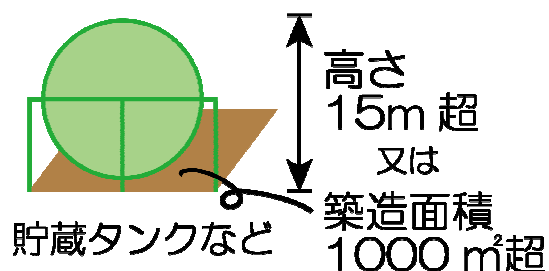
④ 観覧車等の遊戯施設の類、アスファルトプラント等の類、自動車車庫の用に供する立体施設、石油等の貯蔵、処理施設、汚水処理施設等の類

新設、改修、増設、移転又は撤去若しくは
外観の模様替え又は色彩の変更

高さが 15m を超えるか、
又は築造面積が 1,000 m² を超える場合



届出が必要

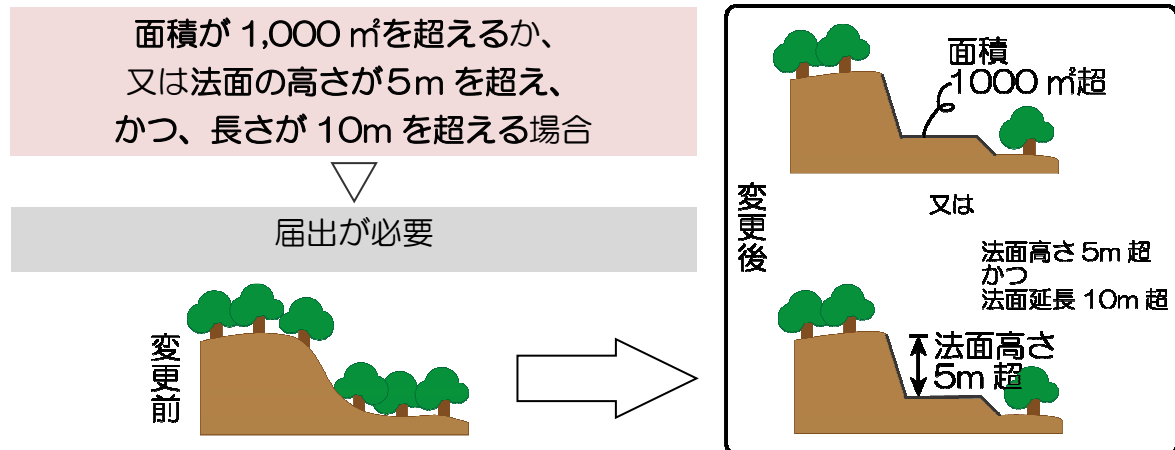


(3) 開発行為等

昭和村での開発行為等について、以下に掲げる行為をしようとする場合には、あらかじめ届出が必要になります。

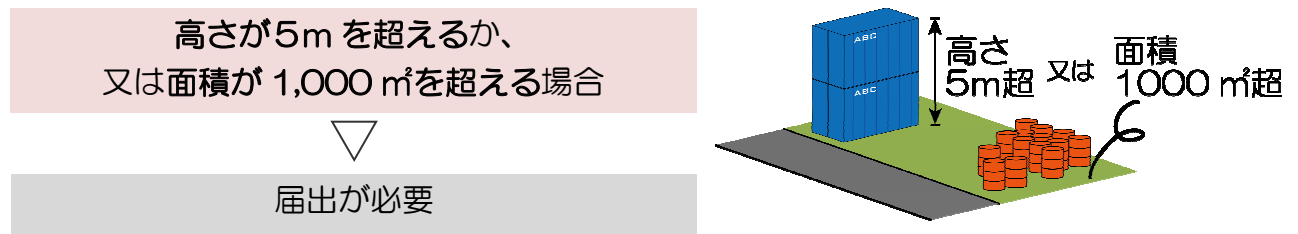
屋外広告物の設置等に関する許可申請などは、今まで通り群馬県への提出が必要です。

① 土地の区画形質の変更、地形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石等の採取



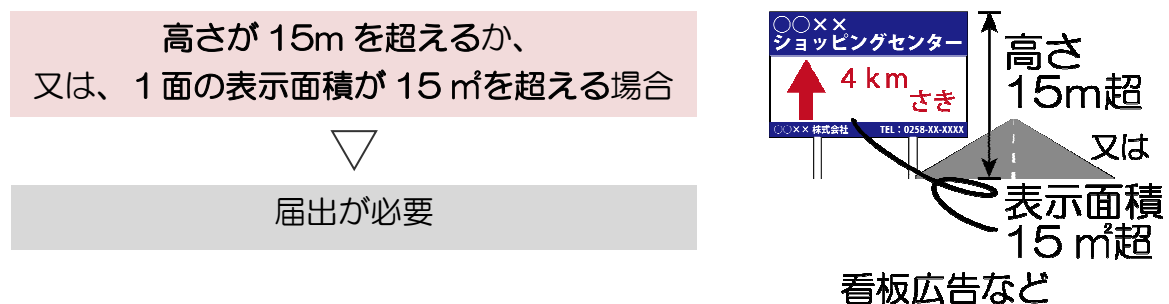
「区画形質の変更」とは、土地の形状を傾斜地から平地に変更することや、森林や農地を掘削したり盛土を行って造成し、他の利用形態に変更する等の開発事業をいいます。

② 屋外における物品の集積又は貯蔵



「物品」とは、農機具や各種材料・資材など屋外に置くもの全般を指します。コンテナは建築物に該当するため、建築物としての届出の対象となります。

③ 広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又はこれらの外観の変更



ご不明な点等がございましたら、届出の必要があるかどうかも含めて昭和村役場 企画課までご相談下さい。



3. 景観形成基準



届出対象となる行為に対しては、良好な景観をつくっていくため、以下に記載する景観形成基準に基づいて指導を行います。昭和村内で建築等の行為を行う際は、景観形成基準を守り良好な景観形成にご協力をお願いします。

建築物・工作物の色彩については、使用可能な範囲を定めています。


ご不明な点などがあれば、役場へご相談ください。

(1) 建築物・工作物（建築物等）新築、改築、増築、移転又は撤去若しくは外観の模様替え又は色彩の変更

<p>建築物等の位置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 山りょうの近傍にあつては、りょう線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること。 ➤ 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。 ➤ 道路等に接する敷地境界線からは、後退した位置とすること。この場合、周囲の町並みとの調和に配慮した位置とすること。できる限り多く後退した位置とし、道路側に空地を確保すること。 ➤ 隣接地と相互に協力し、まとまった空間を生み出すこと。 ➤ 周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること。 ➤ 樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に活かせるように配置すること。 <p>【解説】 建築物等の位置は周囲のまちなみや背景の景色に配慮してください。 また、敷地内に樹木や池がある場合は、良好な景観に活かせるよう配置を検討してください。</p>
<p>規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 山並み等の眺望を阻害しないようにすること。 ➤ 周囲の町並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。 ➤ 周囲に圧迫感を与えないよう空地を確保すること。高層の場合には、十分な空地を確保すること。 ➤ 自然景観地にあつては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。 <p>【解説】 遠くから見て、突出して高かったり、周囲に圧迫感を与えないよう配慮した規模としてください。また、その方法として十分な道路側に空地を設けることなども効果があります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>周囲に配慮した建物の例</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>周囲に配慮しない建物の例</p> </div> </div>

形態	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること。 <p>【解説】 周囲に配慮した形態としてください。</p>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色調とすること。 ➤ 屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した色彩とすること。 ➤ 建築物等の色彩については次項の通りとすること <p>【解説】 後段の色彩の基準(⇒色彩の制限事項 P9)に則り、奇抜な原色等を避け、落ち着いた色彩としてください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>周囲に配慮した建物の例</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>周囲に配慮しない建物の例</p> </div> </div>
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全体としてまとまりのある意匠とすること。 ➤ 歴史的建造物等が多い地域にあっては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること。 ➤ 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させない等、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路等から見えない位置に設置すること。 ➤ 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。 ➤ 道路、河川、公園に面し、又は道路、河川、公園若しくは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること。 <p>【解説】 周囲に配慮したデザインとしてください。屋外に設置する工作物や設備についても、目隠しや道路などよく見えるところから見えない工夫をお願いします。</p>
素材	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の景観特性を特徴づける素材を使用すること。 ➤ 周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること。 <p>【解説】 地域で昔から使われている素材など、風景に合う素材を使って下さい。</p>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽する等、十分な緑化を行うこと。 ➤ 必要に応じ建築物等の周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること。 ➤ 敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とすること。 <p>【解説】 景観に配慮した植物による敷地内緑化を進め、うるおいのある景観形成を行ってください。また、圧迫間のある建築物等については植栽による目隠しを行ってください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 店舗等については過度な夜間照明の抑制に配慮すること。 ➤ 歴史的建造物等地域の景観形成上特に必要な建築物等については、できる限り保全すること。 <p>【解説】 派手な夜間照明は抑制してください。また、歴史的建造物が残っている地域は、その保存に努めてください。</p>

(2) 開発行為等

<p>土地の区画 形質の変更</p>	<p>土地の 形状及 び緑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行うこと。 ➤ 擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林等による影響の軽減を行うこと。 ➤ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を担保するとともに、積極的に活用すること。 <p>【解説】 法面や擁壁は圧迫感を抑えるよう配慮してください。また、敷地内に良好な樹林等の自然がある場合は保全に努めてください。</p>
<p>地形の外観 の変更を伴 う鉱物の掘 採又は土石 等の採取</p>	<p>遮へい 及び事 後の措 置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと。 ➤ 掘採又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。 <p>【解説】 周辺から見えないよう、植栽による目隠し設置をお願いします。</p>
<p>屋外におけ る物品の集 積又は貯蔵</p>	<p>集積、貯 蔵の方 法及び 遮へい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 周囲から見える物品の集積又は貯蔵は行わないように努めること。 ➤ 集積等行う場合は、道路等から見えにくいようにすること。道路等に接する敷地境界からは、遠隔地より集積又は貯蔵を始めること。 ➤ 物品を積み上げる場合には、高さをおさえ、周囲に圧迫感を与えないようにすること。 ➤ 周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地内及び敷地周囲の緑化を行うこと。 <p>【解説】 周囲から見える物品の積み上げ等は行わないよう努めて下さい。やむを得ず集積・貯蔵を行う際は、高さを抑えて圧迫感を与えないようにし、極力敷地奥側で行う他、周囲から見えないよう植栽で目隠しをしてください。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">植栽による遮蔽のイメージ</p>
<p>広告物の表 示若しくは 広告物を提 出する物件 の設置又は 外観の変更</p>		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 河川等の水辺又は山並み等の眺望を阻害しないようにすること。 ➤ 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色、はく離等の生じにくい素材とすること。 ➤ 不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、周辺景観との調和に配慮した色調とすること。 ➤ 建築物本体に設置する場合は、建築物本体との調和に配慮した設置箇所、規模、形状、デザイン等とすること。 <p>【解説】 周囲の景観に配慮し、派手な色彩・デザイン等の使用は避けてください。また、著しく劣化しないよう配慮してください。</p>

(3) 建築物等の色彩基準

建築物等には、下記の色彩は使用できません。色彩はマンセル表式系で表示しています。屋外広告物については、広告物に該当する部分の色彩を指します。

マンセル値がご不明な場合は、役場企画課までご相談ください。

種別	色彩基準																				
建築物 (建築面積が 1,000 ㎡以下のもの)	<p>➤ 基調とする外壁の色彩は以下の範囲とすること。ただし、素材の色についてはこの限りでない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">有彩色の色相</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">YR</td> <td style="text-align: center;">6.5 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">全て</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(マンセル表色系)</p> <p>➤ 基調とする屋根の色彩は以下の範囲とすること。ただし、素材の色についてはこの限りでない。(マンセル表色系)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">有彩色の色相</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">R</td> <td style="text-align: center;">12 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">PB</td> <td style="text-align: center;">10 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">8 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">YR・Y・GY・G・BG・P・RP</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">全て</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(マンセル表色系)</p> <p>➤ 社会生活系景観拠点等における、にぎわいのある施設など、村長が必要と認めるものについてはこの限りでない。</p>	有彩色の色相	彩度	YR	6.5 以下	R・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP	6 以下	N	全て	有彩色の色相	彩度	R	12 以下	PB	10 以下	B	8 以下	YR・Y・GY・G・BG・P・RP	6 以下	N	全て
有彩色の色相	彩度																				
YR	6.5 以下																				
R・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP	6 以下																				
N	全て																				
有彩色の色相	彩度																				
R	12 以下																				
PB	10 以下																				
B	8 以下																				
YR・Y・GY・G・BG・P・RP	6 以下																				
N	全て																				
大規模な建築物 (建築面積が 1,000 ㎡を超える 物)	<p>➤ 基調とする外壁、屋根の色彩は以下の範囲とすること。ただし、素材の色についてはこの限りでない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">有彩色の色相</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">R・YR Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">全て</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(マンセル表色系)</p> <p>➤ 社会生活系景観拠点等における、にぎわいのある施設など、村長が必要と認めるものについてはこの限りでない。</p>	有彩色の色相	彩度	R・YR Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP	6 以下	N	全て														
有彩色の色相	彩度																				
R・YR Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP	6 以下																				
N	全て																				

種別	色彩基準
工作物 さく、塀の類 擁壁の類 物見塔、装飾塔の類 煙突、排気塔の類 高架水槽、冷却塔の類 彫刻、記念碑の類 電気供給又は有線電気通信に供する電線路又は空中線系 観覧車等の遊戯施設の類 アスファルトプラント等の類 自動車車庫の用に供する立体施設 石油等の貯蔵、処理施設 汚水処理施設等の類	➤ 建築物の外壁の内容と同様とする。ただし、素材の色についてはこの限りではない。
電波塔の類、鉄筋コンクリート、金属製の柱の類	➤ 茶を基調とした色彩とすること。

【参考】
マンセル値
と色彩見本



この見本はあくまで参考です。色彩は条件によって見え方が変わりますので、目安としてご覧下さい。

4. 必要図書

行為の事前協議書・届出書（記載例は次頁）を提出頂く際には、以下の図書を添付してください。事前協議書・届出書等の様式は、役場ホームページ及び企画課窓口へお問い合わせください。

行為	事前協議書・届出書に添付する図書			
	種類	縮尺	記載する内容	部数
建築物及び工作物の新築、増改築、外観の修繕	位置図	2500 分の 1 以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	配置図	300 分の 1 以上	方位、敷地境界線、建築物等の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、植栽の位置・種類・高さ及び本数	2
	平面図	200 分の 1 以上		2
	各面の立面図	200 分の 1 以上	正面及び側面	2
	外壁材等見本の写真等			2
	現況写真			2
建築物及び工作物の移転及び撤去	位置図	2500 分の 1 以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	配置図	300 分の 1 以上	方位、敷地境界線、建築物等の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、植栽の位置・種類・高さ及び本数	2
	現況写真			2
建築物及び工作物の外観の模様替え、色彩の変更	位置図	2500 分の 1 以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	配置図	300 分の 1 以上	方位、敷地境界線、建築物等の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、植栽の位置・種類・高さ及び本数	2
	外壁材等見本の写真等			2
	現況写真			2

行為	事前協議書・届出書に添付する図書			
	種類	縮尺	記載する内容	部数
土地の区画形質の変更	位置図	2500 分の 1 以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	平面図	200 分の 1 以上	縦・横断面の位置	2
	付近現況図	1000 分の 1 以上	方位、行為地の境界線、等高線	2
	縦・横断図	600 分の 1 以上	行為の前後の状況	2
	計画図	付近現況図と同様	方位、行為地の境界線、宅地造成の場合は区画割、植栽計画	2
	現況写真			2
地形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石等の採取	位置図	2500 分の 1 以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	平面図	200 分の 1 以上	縦・横断面の位置	2
	付近現況図	1000 分の 1 以上	方位、行為地の境界線、等高線	2
	縦・横断図	600 分の 1 以上	行為の前後の状況	2
	採取後の計画図面	付近現況図と同様	方位、行為地の境界線、植栽計画	2
	現況写真			2
屋外における物品の集積又は貯蔵	位置図	2500 分の 1 以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	配置図	300 分の 1 以上	方位、行為地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、集積又は貯蔵する位置及び高さ、遮蔽物の位置・種類・構造及び高さ	2
	現況写真			2
広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又はおれらの外観の変更	位置図	2500 分の 1 以上	方位、施行箇所、道路、目標となる土地建物、河川、現況写真撮影位置及び方向	2
	配置図	300 分の 1 以上	方位、敷地内の広告物の表示又は設置位置、既存の建築物等又は広告物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員	2
	計画図	50 分の 1 以上	広告物の形状、寸法、材料、構造、意匠及び色彩	2
	現況写真			2

5. 様式記載例

【事前協議書】 行為を行う前の事前協議にはこちらの書類を提出してください。

様式第1号（第3条関係）		事前協議書		○年 ○月 ○日
昭和村長様		(行為者)		
		住所 ●●●●●●●●		
		氏名 ●● ●● 印		
		電話番号 ●●-●●●-●●●●		
※法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。				
昭和村景観条例第9条の規定により、次の通り提出します。				
事前協議者住所、氏名	住所 ●●●●●●●●	氏名 ●● ●●	電話番号 ●●-●●●-●●●●	
場 所	昭和村大字 建築等の行為を行う場所をご記入ください。			
対象行為の期間	着手予定日：●年 ●月 ●日 ～ 完了予定日：●年 ●月 ●日			
対象行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工 作 物		<input checked="" type="checkbox"/> 新築（添付書類①②③④⑧⑨） <input type="checkbox"/> 移転・撤去（添付書類①②⑨） <input type="checkbox"/> 外観の修繕・模様替え（添付書類①②⑧⑨）	
	<input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更（添付書類①③⑤⑥⑦⑨） <input type="checkbox"/> 地形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石等の採取（添付書類①③⑤⑥⑦⑨） <input type="checkbox"/> 屋外における物品の集積又は貯蔵（添付書類①②⑨） <input type="checkbox"/> 広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又はこれらの外観の変更（添付資料①②⑦⑨）			
概要	用途	建築面積、建設面積	m ²	
	構造	行為の内容をご記入ください	外壁色彩のマンセル値	色
	高さ		屋根色彩のマンセル値	色
	棟数・戸数	棟 戸	屋外広告物の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
添付書	①位置図 ④各面の立面図 ⑦計画図	②配置図 ⑤付近現況図 ⑧外壁材等見本の写真等	③平面図 ⑥縦・横断図 ⑨現況写真	
※ 処 理 欄 (記入しないでください)				

該当する行為を選択してください

添付書類は下記の添付書の番号をご確認頂き、必要な書類を添付して下さい

行為の内容をご記入ください

行為の内容をご記入ください

昭和村景観計画 届出の手引き 発行：平成 27 年〇月

企画・編集 昭和村役場企画課

〒379-1298 群馬県利根郡昭和村大字糸井 388

TEL : 0278-24-5111 (代表) FAX : 0278-24-5254